

**週刊誌の記事・広告による名誉毀損と相当因果関係のある損害**

【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 平成29年11月22日  
【事件番号】 平成29年（ネ）第337号  
【事件名】 損害賠償等請求控訴事件  
【裁判結果】 棄却  
【参照法令】 民法709条・723条  
【掲載誌】 判時2384号30頁、判タ1453号103頁

LEX/DB 文献番号 25449116

**事実の概要**

Xは、東京証券取引所市場第1部に上場する純粋持株会社であり、「A」の名称で総合スーパー事業を営む完全子会社のB会社など、小売業を中心に連結子会社262社、持分法適用関連会社25社による企業グループ（以下「Aグループ」という）を構成している。Yは、書籍の発行等を主たる目的とする会社である。

Yは、平成25年10月9日、「週刊y」（2013年10月17日号、以下「10.17号」という）を発行し、10.17号に本件記事を掲載するとともに、10.17号に関する新聞広告、中吊り広告及びウェブサイト広告（以下、上記3種類の広告を合わせて「本件広告」という）を掲載した。

本件記事の内容は、C会社等が組織的に中国産米の国産米への偽装等を行い、事実と異なる産地等を表示して、米飯類製造・販売業者等に販売するなどして食品偽装を行っていたこと、Aグループが、この偽装米を原料としたおにぎりや弁当等の米飯加工品を仕入れて、原料を国産米と表示して販売していたことである。また、本件広告の内容は、「中国猛毒米偽装」、「Aの大罪を暴く」、「報道は氷山の一角」などである。

このような本件記事・本件広告に対し、Xは、新聞に社告（本件記事が読者に誤解を与えるものであること等）及び意見広告（『安全・安心』なお米とは何か。私たちは、もういちど原点に立ち戻ります。」との大見出しで、本件記事の内容が事実と大きく異なること等）を掲載した。なお、後に農林水産省等による立入検査が行われたが、安全性に問題がある米穀が食用に流用された事実は確認されていない。

このような事実の下で、Xは、本件記事及び本件広告により名誉が毀損されたとして、①社告及び意見広告の掲載費用を含む損害賠償請求、②Xの社会的評価の回復のために不可欠な謝罪広告の掲載及びウェブサイト広告（目次及び中吊り広告）中の一部記事の削除を求めた。

**判決の要旨****1 本件記事本文について**

本件記事は、本文だけに限定すれば、Xの名誉等を侵害する違法な部分はない。本件偽装問題の背景には、食品流通小売大手に価格決定権を握られているため、納入業者に中国産を含む安価な原料に頼る傾向が生じ、その結果国民の食の安全にリスクが生じているのではないかと問題提起をするものとして、一つの良質の言論である。表現の自由が保障された日本国憲法の下においては、名誉毀損訴訟を提起して言論や表現を萎縮させるのではなく、言論の場で良質の言論で対抗していくことにより、互いに論争を深めていくことが望まれる。

**2 本件広告及び本件記事の見出しについて**

(1) Aグループが猛毒を現実含有する中国産米を原料とする米加工品（弁当・おにぎり）を現実に販売した事実を認めるに足りる証拠はなく、また、Yの担当記者において当該事実が真実であると信じる相当の理由があったことを基礎付ける事実を認めるに足りる証拠もない。よって、本件広告の記載は、Aグループが猛毒を現実含有する中国産米を原料とする米加工品を現実に販売した事実を摘示するものとして、その限度において、違法である。

(2) 前記(1)で認定した摘示事実（Aグループが猛毒を現実に含有する中国産米を原料とする米加工品を現実に販売した事実）を「大罪」として表現する限度で「Aの大罪」という表現は論評としてもその範囲を逸脱しており、Xの社会的評価を低下させるものとして、違法である。

(3) 本件記事見出しの一部については、猛毒を現実に含有する中国産米を原料とする米加工品をAグループが現実に販売したという印象を与える限度で違法性がある。

(4) 本件記事本文には違法性がなく、本件記事本文が一つの良質な言論であることを考慮しても、本件広告等の一部の違法性を阻却することはできず、その違法性は肯定せざるを得ないものである。

### 3 非財産的損害について

本件広告のうち一部及び本件記事のうち見出し部分の一部は、猛毒を現実に含有する中国産米を原料とする米加工品をAグループが現実に販売したとの誤った印象を一般の消費者に与え、Xの名誉を毀損したものである。電車内の中吊り広告や新聞広告における大きなサイズの文字の情報発信力には、電車乗客や新聞読者の視線を奪う強力なものがあることを考慮すると、Xの受けた損害はわずかなものにとどまるとは言い難い。しかしながら、本件記事の本文には違法性が皆無であり、誤った印象を受けたのは、本件記事本文を読まずに本件広告や本件記事の見出し部分に目を奪われた者に限られること、本件広告や本件記事見出しから「猛毒」の二文字を削除して、「中国米偽装、Aの大罪を暴く」という内容に変更した場合には違法性は認められなかったであろうことを考慮すると、本件広告及び本件記事見出しによってXが被った非財産的損害の額は100万円と認めるのが相当である。

### 4 本件社告及び本件意見広告の費用について

前記において違法性があるとされた本件広告及び本件記事見出しの内容及び前記のとおり有意な売上げの減少が見られなかったことに照らすと、Xにおいて名誉回復のために本件社告及び本件意見広告をしたことが、Yの違法行為により通常生じる損害であるとはいえない。したがって、Xが本件社告及び本件意見広告をするために支出した費用とYの不法行為との間に相当因果関係があるとは認められない。表現の自由が保障された日本国憲法の下においては、訴訟を提起して言論や表

現を萎縮させるのではなく、言論の場で良質な言論の応酬を行うことにより、互いに論争を深めていくことが望まれる。反論記事を別の雑誌等に寄稿したり、記者会見、プレスリリースや自社ウェブサイトへの掲載などの方法により、自ら必要と考える意見や反論等を発信する方法が考えられる。

### 5 謝罪広告等について

本件広告等によってXの社会的評価が低下したとしても、その程度はそれほど重大であったとは認められず、本判決によってYに対し損害賠償義務が認められることにより、Xの名誉は回復すると推認できるから、Xの名誉回復のために、損害賠償のほかにYに対し謝罪広告を命ずる必要があるとはまでは認められない。

他方で、ウェブサイト広告については、現在でも、ウェブサイトを開覧することによって、ウェブサイト広告（目次及び中吊り広告）を見ることができる状況が続いており、ウェブサイト広告には、Aグループが猛毒を現実に含有する中国産米を原料とする米加工品を現実に販売したと誤解される記載がされていることに照らすと、Xの名誉回復のため、Yに対しウェブサイト広告のうち、「中国猛毒米」という表現中の「猛毒」の二文字の削除を命ずる必要があると認められる。

## 判例の解説

### 一 はじめに

原審判決（東京地判平28・12・16判時2384号39頁）と本判決を比べると、(1)本件記事見出しや、中吊り広告、新聞広告、ウェブサイト広告について違法性を認める点では共通するが、原審判決が記事本文についてもその一部に違法性があったのに対して、本判決は、本件記事本文には違法性が皆無であるとしている。この点が、非財産的損害の算定額（原判決は600万円、本判決は100万円）や、名誉回復措置としてXが行った本件社告及び本件意見広告の費用の賠償（原判決では、530万4,697円がXの不法行為と相当因果関係がある損害とし、本判決は、相当因果関係を否定）にも影響を与えているようであるが、(2)本件社告及び本件意見広告の費用の賠償については、さらに、訴訟を提起してその実現を図ることの適否をどう考えるかが問題となる。なお、(3)原審判決、本判決とも謝罪広告は不要とし、ウェブサイト広告のう

ち一部の削除を命ずる点では共通している。

以下では、週刊誌の記事見出しや、中吊り広告、新聞広告、ウェブサイト広告による名誉毀損の成否の問題と、本件社告及び本件意見広告の費用の一部が名誉毀損と相当因果関係のある損害といえるかという点を中心に、若干の検討を加える。

## 二 名誉毀損の成否について

本判決は、本件記事の本文については違法でないとした一方、本件記事の見出し及び本件広告の一部については、猛毒を現実含有する中国産米を原料とする米加工品を現実販売した事実はないのに、このような事実を摘示しており、これが真実であると信じる相当な理由があったとは認められないとして違法であるとし、また、Aグループが猛毒を現実含有する中国産米を原料とする米加工品を現実販売した事実を「大罪」とする表現は論評としてもその範囲を逸脱しており、Xの社会的評価を低下させるものとして、違法であるとした。

名誉侵害が違法となることは古くから認められているが、名誉は、人の社会的評価を低下させるような言論・出版等の活動によって侵害されることが多いことから、名誉侵害の違法性の判断にあたっては、言論の自由や表現の自由、さらには国民の知る権利との調整が問題となる。そこで、判例は、事実摘示による名誉毀損について、刑法230条の2第1項の規律をふまえて、①当該行為が公共の利害に関する事項に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあった場合に、当該事実が真実であることが証明されたときは、違法性がなく、不法行為が成立せず、②仮に当該事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、当該行為には故意もしくは過失がなく、不法行為は成立しないとしている<sup>1)</sup>。さらに、名誉は、人の社会的評価を低下させるような意見ないし論評を公然と表明する行為によって侵害されることもあるが、この場合も、判例は、①当該行為が公共の利害に関する事項に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあった場合に、意見・論評の前提としている事実が真実であったことの証明があったときは、当該行為は違法性を欠き、②仮に当該事実が真実であることが証明されなくとも、行為者において当

該事実を真実と信じるについて相当の理由があれば、故意または過失が否定されるとしたうえ、③ただし、人身攻撃に及ぶなど、意見・論評としての域を逸脱している場合は、以上の例外となるとする<sup>2)</sup>。このような考え方は、学説上も支持されている<sup>3)</sup>。

本判決における本件記事本文の違法性判断や、本件記事の見出し及び広告の違法性判断は、こうした判例の判断枠組みに沿ったものであり、特に目新しいものではない。しかし、本判決が、記事本文の部分と中吊り広告や記事の見出しの部分とを分けて名誉毀損の成否を判断している点は重要である。一般読者は中吊り広告や記事の見出しだけで全体を判断する傾向があるため、それによる名誉毀損が考えられるからである。

もっとも、従来の関心の重点は、新聞や雑誌の記事のうち見出しを独立に取り上げて見出しによる名誉毀損が成立するかという問題であり<sup>4)</sup>、これについては、「一般の読者の普通の注意と読み方」を基準として<sup>5)</sup>、記事全体の印象で判断すべきであり、原則として見出しを独立して取り上げて個別に判断するのは相当でないとして、見出しによる名誉毀損を否定した裁判例がある<sup>6)</sup>一方、同様に「一般読者の普通の注意と読み方」を基準として判断すべきであるとしつつ、「新聞の報道記事は一般に精読されるというよりは、むしろ表題等に重きを置いてそのまま読過され勝ちのものであって、見出しどりの行為があったかの如き印象を読者に与えることは必然」として、見出しによる名誉毀損を肯定した裁判例もある<sup>7)</sup>。

これに対して、本件で問題になったのは、雑誌の記事見出し、電車内中吊り広告、新聞広告、ウェブサイト広告による名誉毀損であり、参考となる裁判例として、著名な陸上競技選手が週刊誌に「詐欺の片棒をかついだと告訴されるメダリスト……」との見出しの記事を掲載された事案に関する東京地判平21・4・15(判タ1303号180頁)がある。

この判決は、(1)「週刊誌の記事については、読者は見出しと本文を一体のものとして読むのが通常であり、また、雑誌目次見出しについても、雑誌目次を見た者の多くは、その記事内容についても、関心を持って記事を読むものと想定される」とし、記事本文、記事見出し、雑誌目次見出しについては名誉毀損の成立を否定しつつ、(2)電車

内中吊り広告見出し及び新聞広告見出しについては、「当該広告を読んだ者すべてが当該雑誌の記事を読むのではなく、そのうちの一部の者が雑誌を購入するなどして当該記事を読むにとどまるのは公知の事実である。そうすると、電車内の中吊り広告や新聞広告の見出しが人の社会的評価を低下させるかどうかは、雑誌記事本文と切り離して、専ら当該見出しの内容だけで判断するのが相当である」として、(2)の部分につき名誉棄損の成立を認めた。

この判決については、(2)の部分の判断は正当と思われるが、記事見出しと記事本文を一体と捉える(1)の部分の判断については疑問であり、本件記事見出しの一部につき、「本件記事本文には違法性がなく、本件記事本文が一つの良質な言論であることを考慮しても、……その違法性は肯定せざるを得ない」とする本判決の判断は、高く評価できる。

### 三 本件社告及び本件意見広告の費用について

原審判決が、名誉回復措置としてXが行った本件社告及び意見広告の費用の一部（本件社告及び意見広告の必要性等を考慮して賠償すべき範囲を認定している）をYの不法行為と相当因果関係のある損害として認めたのに対して、本判決はこれを認めず、その理由として、本件広告及び記事見出しの内容や、Xに有意な売上げの減少が見られなかったこと、訴訟を提起して言論や表現を萎縮させる結果を生むことは望ましくないことを挙げている。名誉毀損の成立を認めること自体、表現行為を萎縮させる側面があることから、表現の自由等との慎重な衡量が必要であるが、被害者自らが名誉回復措置として行った社告及び意見広告の掲載費用の賠償を認めることは、よりいっそう表現行為を萎縮させる危険性がある。この点に配慮すべきことはたしかである。しかし、本件は、原審が判断するように、記事本文についても違法性を認める可能性がある事案であり、また、Xに有意な売上げの減少が見られないとしても、それは財産的損害の問題であり、Xの名誉自体は別の法益である。さらに、本件社告等の掲載は適正な司法手続によるものである。これらの点を考慮すると、本判決が、Xが本件社告及び本件意見広告をするために支出した費用の賠償を否定している点は、検討の余地があるように思われる。本判決が言及

するところではないが、仮に本判決が、本件社告等の掲載を自力救済であり適切でないとして捉える発想に立っているのだとすると、疑問である。

### 四 謝罪広告等について

原審判決は、名誉回復措置としてXが行った本件社告及び本件意見広告によって、すでに名誉回復措置は講じられており、それに要した費用は損害額の算定において考慮されているとして、さらに謝罪広告を名誉回復措置として本件週刊誌及び新聞紙上に掲載する必要はないとしている。これに対して、本判決では、本件社告及び本件意見広告に要した費用を含む損害の賠償が否定されており、Xは名誉回復措置に要した費用を自ら負担したままである。本判決は、このような状況で、Yに損害賠償義務（非財産的損害100万円の賠償義務）が認められるから、Xの名誉は回復すると推認できるとする。謝罪広告を否定するとしても、本件社告及び意見広告の費用の一部をYの不法行為と相当因果関係のある損害として認める原審判決の判断が妥当と思われる。

ウェブサイト広告は、いったん掲載されると、容易に閲覧できる状況が長期にわたって継続する危険性がある。原審判決及び本判決が、その範囲は異なるものの、ウェブサイト広告の一部の削除を命じた点は、妥当な判断である。

#### ●—注

- 1) 最判昭41・6・23民集20巻5号1118頁。
- 2) 最判平9・9・9民集51巻8号3804頁。
- 3) 平野裕之『民法総合6 不法行為法〔第3版〕』（信山社、2013年）111頁以下等。
- 4) この分野の代表的著作である、五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）47頁以下も、新聞広告、中吊り広告、ウェブサイト広告による名誉毀損は扱っていない。
- 5) 最判昭31・7・20民集10巻8号1059頁。
- 6) 例えば、東京地判平9・4・28判時1629号93頁は、代議士とその政治団体が違法・不当な政治献金を受けた等の印象を与える新聞記事につき、見出し、リード文、本文など記事全体から代議士の名誉を毀損するとはいえないとした。
- 7) 東京高判昭32・10・16下民集8巻10号1923頁。また、仙台高判昭47・3・27判時678号50頁は、記事そのものについては真実と信するにつき相当の理由があるとして、「悪徳司法書士逮捕、暴力団と組んで詐欺」という見出しによって名誉毀損が成立するとした。